

議員派遣について

令和7年5月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）第160条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1 伊那谷三市議会連絡協議会

- (1) 派遣の目的 共通する課題等について情報や意見の交換を行い、三市が協力して伊那谷の興隆を図るため
- (2) 派遣の場所 伊那市役所
- (3) 派遣の期間 令和7年5月16日（金）
- (4) 派遣する議員 副議長 清水 優一郎

2 友好親善の促進に寄与する交流訪問

- (1) 派遣の目的 正副議長の選出に伴う関係市議会への新任挨拶
- (2) 派遣の場所 岐阜県中津川市、岐阜県恵那市及び長野県伊那市
- (3) 派遣の期間 令和7年5月16日（金）
- (4) 派遣する議員 副議長 清水 優一郎